



発行 東京都

目次

88

規則

- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（総務局人事部職員支援課）…
- 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則…（同）…
- 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…（同）…
- 東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…（同）…
- 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…（総務局人事部制度企画課）…
- 訓 令
 - 職員の育児休業等に関する規程の一部改正…（総務局人事部職員支援課）…
 - 地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程の一部改正…（総務局人事部制度企画課）…

規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十六号

職員勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

- 第二十一条第一項及び第二項ただし書中「一年三月」を「一年六月」に改める。
- 第二十五条第一項中「職員の現住居が」を削り、「滅失し、又は損壊したことに、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次の各号のいずれかに該当する場合で、職員が」に、「場合」を「とき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

第二十五条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「損壊した日」の下に「又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した日」を加え、同条第三項中「又は損壊した」を「若しくは損壊したこと又は生活に必要な水、食料等が著しく不足した」に改める。

第二十七条第三項中「前項」を「介護休暇を承認された期間又は前項」に改め、「第一項ただし書の規定により承認された介護休暇にあつては」を削り、「期間」を「各期間」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二十一条（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第二十条において準用する場合を含む。）に規定する育児時間、改正後の規則第二十五条に規定する災害休暇及び改正後の規則第二十七条（会計年度任用職員勤務時間規則第二十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する介護休暇の請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和五年十二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十七号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「慶弔休暇」の下に「災害休暇」を加える。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（災害休暇）

第二十三条の二 災害休暇については、規則第二十五条の規定を準用する。

第三十条中「、第二十三条」を「から第二十三条の二まで」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第二十三条の二に規定する災害休暇の請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

職員の子児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十八号

職員の子児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の子児休業等に関する条例施行規則（平成四年東京都規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（二）を「非

常勤職員の報酬等に関する条例（一）に、「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則」を「非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十九号

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年東京都規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書及び第二十七条中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「非常勤職員の報酬等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則

第一条中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「非常勤職員の報酬等に関する条例」に改める。

第十五条第二項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 勤務時間条例第十九条又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により災害休暇を承認されている場合

第十九条第二項第三号中「第十五条第二項第九号」を「第十五条第二項第十号」に改める。

第二十四条中「及び期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同条を第三十条とし、第二十三条の次に次の九条を加える。

(勤勉手当の支給対象外職員)

第二十四条 条例第六条第一項前段の東京都規則で定める会計年度任用職員については、第十七条第一項の規定を準用する。

2 条例第六条第一項後段の東京都規則で定める会計年度任用職員については、第十七条第二項の規定を準用する。

(勤勉手当の支給割合)

第二十五条 条例第六条第二項に規定する支給割合は、次条に規定する期間率に、第二十八条に規定する成績率を乗じて得た割合とする。この場合において、同条第二項から第五項までの規定により成績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(勤勉手当の支給割合算定に係る期間率)

第二十六条 期間率は、支給期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号。以下「勤勉手当規則」という。）第三条の二第一項の表に定める割合とする。

2 前項の規定にかかわらず、第二十九条第一項第二号の規定に該当することにより勤務期間等を通算することとなる会計年度任用職員であつて、基準日を除く支給期間中

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第一百七号）に掲げる事由に該当して休職にされ、基準日現在勤務している者の期間率は、支給期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、勤勉手当規則第三条の二第二項の表に定める割合とする。

(勤務期間)

第二十七条 前条の勤務期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間について日を単位として計算する。

2 前項の期間の算定に当たっては、次に掲げる期間を除外する。

一 第十九条第二項第一号から第五号までに掲げる期間

二 会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）別表、東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）別表、東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）別表、会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）別表、警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年警視庁訓令甲第十六号）別表又は東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京消防庁訓令第十五号）別表の傷病欠勤により勤務しなかった期間

三 勤務時間条例第十九条又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により介護休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間（所定の勤務時間の一部において勤務しない介護休暇がある場合は、任命権者が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

四 法令等の規定により職務に専念する義務を免除される場合であつて任命権者が別に定める事由若しくは傷病若しくは交通機関の事故等の事由によらないで、又は無届で勤務しない日（以下「私事欠勤等」という。）の取扱いを受けた期間

五 任命権者が別に定める事由に該当し、勤務しなかった期間

3 会計年度任用職員が所定の勤務時間の一部において、次の各号に掲げる事由により勤務しない場合は、任命権者が別に定める期間を除外する。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに掲げる事由により勤務しな

い場合

二 勤務時間条例第十九条又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により介護時間を承認され、これにより勤務しない場合（任命権者が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）

三 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業により勤務しない場合（任命権者が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）

四 第二十九条第一項第二号の規定に該当することにより勤務期間等を通算することとなる会計年度任用職員であつて、第二十六条第二項に規定する休職（以下この項において「結核休職」という。）にされた者の勤務期間の算定に当たっては、結核休職にされた期間（当該期間が育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間中の場合は、結核休職にされた期間に育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た期間）を除算する。

（勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）

第二十八条 成績率は、会計年度任用職員の勤務成績により、一万分の一万二百三十七
 ・ 五以上、勤勉手当規則第三条の四第一項第五号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合とする。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、支給期間において勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分の一に該当する者の成績率は、前項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

3 第一項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、支給期間において勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合とする。

4 前二項の場合において、私事欠勤等は、日を単位として計算する。

5 会計年度任用職員が所定の勤務時間の一部において私事欠勤等の事由により勤務しない場合は、当該勤務しない時間を任命権者が別に定めるところにより日に換算する。（勤務期間等の通算）

第二十九条 次に掲げる者が、引き続き条例の適用を受ける会計年度任用職員となつた場合においては、条例適用前のそれらの職員としての在職期間、私事欠勤等又は法第二十九条第一項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分（これらに相当する処分を含む。）をそれぞれ条例適用後の勤務期間、私事欠勤等又は同項の規定による停職、減給若しくは戒告の処分とみなして第二十五条から前条までの規定を適用する。

一 給与条例の適用を受けていた者

二 学校職員給与条例の適用を受けていた者

三 前二号に定める者のほか、特に任命権者が定める者

2 条例の適用を受ける会計年度任用職員で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。

（勤勉手当基礎額の意義）

第三十条 条例第六条第二項の東京都規則で定める額（以下「勤勉手当基礎額」という。）については、第二十一条の規定を準用する。

（勤勉手当の支給日）

第三十一条 勤勉手当の支給日については、第二十二条の規定を準用する。

（勤勉手当基礎額の端数計算）

第三十二条 勤勉手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則第四項中「第二十一条」の下に「（第三十条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に改める。

附則第五項ただし書中「及び」を「並びに」に改め、「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十五条第二項及び第十九条第二項第三号の改正規定は、同年一月一日から施行する。

訓令

●東京都訓令第四十三号

職員の育児休業等に関する規程（平成四年東京都訓令第百三十四号）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十七日

東京都知事 小池 百合子

第五条第一項中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則」を「非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十四号

庁 中 一 般
支 業 所 庁 般
事 業 所 庁 般
収 用 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局

地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の旅費規程（昭和五十四年東京都訓令第四十号）の一部を次のように改正する。

令和五年十二月二十七日

東京都知事 小池 百合子

ただし書中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「非常勤職

員の報酬等に関する条例」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

